

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972 Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



第19回通常総会を開催、すべての議案が承認されました



6月21日（火）10時より、埼玉会館3C会議室にて第19回通常総会を開催しました。今年度は正会員、役員、役割を持つ活動委員のみ会場参加を可能としました。

当日は、正会員、役員、事務局等計37人が会場で参加し、会員及び傍聴計11人の方にオンラインで参加いただきました。理事会から指名された理事の永田さんの司会で開会し、議長に個人正会員の古久根さんを選任しました。議事録署名人に個人正会員の小田さん、水野さんを選任、書記に活動委員の中村さん、狩野窪さんを指名しました。

※表決権総数125個中、実出席24個、委任7個、書面79個 110個（採決時）



池本理事長

会を代表し、池本誠司理事長から「コロナ禍での総会も3回目となりましたが、この間も消費者の被害回復や差止請求など、多くの事案に取り組んできました。オンラインの活用にあわせ、実際に集まっての活動もできるようになったことは、大きな力になります。今後も県内における消費者問題の拠点として、活動を進めていきたい」との挨拶があり開会しました。

来賓挨拶 埼玉県県民生活部消費生活課 課長の若松様より「埼玉県では今年度より新しい消費生活基本計画のもと、施策を進めています。また、4月からは成年年齢の引き下げが行われ、若者向けの消費者教育を充実したいと考えています。このほかにも高齢者の消費者被害未然防止や、消費者被害防止サポーターの活動の充実、消費者安全確保等地域協議会の更なる設置を進めていきますので、ご支援をお願いします」との挨拶を頂戴しました。



若松消費生活課長

議案審議 議長より表決権数を満たし本総会が成立していることが報告された後、吉川尚彦専務理事より第1号議案「2021年度事業報告、活動決算」、第2号議案「定款の一部変更」、第3号議案「役員選任」の提案、関口監事から監査報告を行いました。質疑応答の後、各議案について採決を行ない、第1号議案、第3号議案は出席表決件数の過半数の賛成、第2号議案は出席表決数の4分の3以上の賛成で承認されました。



採決の様子

報告事項 第1回理事会を開催後、吉川専務理事より2022年度の役員体制、2022年度の事業計画と活動予算、及び、検討委員、活動委員の選任報告を行いました。また、長田検討委員会委員長より検討委員会の事案報告、活動委員2名により活動委員会の報告を行いました。

閉会挨拶 長田副理事長より「当会の活動は、会員、活動委員、検討委員など関係する人達の協力があって進めていける活動です。今年度の活動が更に前進するように、引き続き、皆様のご協力をお願いします」と挨拶があり、閉会しました。

総会后、会場 37 人、オンライン 52 人計 89 人が参加し、記念講演を行ないました。

総会記念講演

「消費者契約法の改正と残された課題」 野々山 宏 弁護士

先の国会で改正された消費者契約法、消費者裁判手続等特例法の改正のポイントとについてのお話をいただいた後、消費者契約法の改正の中で、積み残された課題についてお話をいただきました。



**差止
請求**

訴訟、差止請求、申入れ活動の進捗状況（2022年7月10日現在）

事業者	概要
(株)アメニティ（病院アメニティ取扱）	病棟スタッフが（中略）タイプの決定、変更をさせていただきますとの条項 ⇒ 消費者の同意を得ることなく自由に契約を変更することは消費者契約法に抵触するとして修正を求めた。
Coo&RIKU（ペット・ペットフード販売）	購入したペットに病気があり、購入後短期間で死亡した場合、代犬猫を提供するとの条項 ⇒ 契約の取消について消費者にも認識しうるよう修正を求めた。

- ❖ 申入れを終了した案件：(株)ヘルスアップ
- ❖ 当会では、消費者契約法第27条に基づき、申入書、差止請求書を送付した事業者については、当会からの書面及び、事業者からの回答を当会ホームページに公開しております。

通信販売の注文では「最終確認画面」を要チェック！ ～特商法改正～

令和4（2022）年6月1日、令和3年に改正された特定商取引法が施行されました。

詐欺的な定期購入商法※1）に対する施策：

- 定期購入契約や、解約に条件がある場合「お試し」「トライアル」「いつでも解約可能」など、誤認させるような表示は禁止されました。
- 「無料プレゼント」「モニター登録」としながら、有償契約の申込であることがわかりにくい表示は禁止されました。
- ネット注文時の最終確認画面で ①分量（数量・回数・期間など） ②販売価格・対価（支払総額） ③支払時期・支払方法 ④引渡時期 ⑤申込期間の定めがある場合はその旨と内容 ⑥（ある場合は）撤回・解除に関する事項 の表示が義務化されました。

消費者庁 令和3年度特定商取引法・預託法の改正について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/

※1）「初回無料」や「お試し」と表示があるのに実際には定期購入

「いつでも解約可能」と表示してあるのに、実際には解約に細かい条件がある など



6月1日に特定商取引法が改正され、インターネット通販の申し込み最終確認画面に契約に必要な情報が簡単に確認できるよう記載することが義務付けられました。

インターネット通販においては、注文時の最終確認画面に記載されている条件で契約することになります。しかし、広告に記載されている文言と最終確認画面に記載されている条件が異なっているなど、購入時の条件についてトラブルになる事例が増えています。

そこで、埼玉県消費生活支援センターでは、SCREEN SHOT!! キャンペーンと題して、インターネット通販を利用する際には、トラブルを防ぐためにも、広告や最終確認画面をスクリーンショットするようと呼びかけています。

※スクリーンショットとは？

携帯電話やパソコンの「表示されている画面」を画像として保存する機能のことです。



スクリーンショットすべきポイント

- 商品の数量、役務の提供回数
- 販売価格（定期購入の場合は2回目以降の代金や支払総額）
- 解約の方法 など

また、だれでも活用できる啓発品用データを公開しています。A5版のファイル版と、チラシ版があり、ホームページから自由にダウンロードして使用できます。啓発品の作成やホームページ掲載等、幅広く御活用ください。※詳しくは、上記二次元バーコードもしくは、下記URLから確認できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/syuhikeihatusiryou/syuhikeihatusiryou-reaf.html>

県消費生活支援センターの担当者に、熱い想いをお聞きしました！

- このような啓発品を作ろうと思ったきっかけは？
⇒ YouTube やインスタグラムの広告を見て注文したら“定期購入だった”などのトラブルが絶えません。解決には「広告にどう書かれていたか」「最終画面にはどのような契約だと書かれていたか」の確認が必須です。ぜひ日常的に“スクリーンショット”をしていたのだきたいとの思いで作成しました。
- キャンペーンはいつまでですか？
⇒ 令和5年3月末までの長い期間としました。一人でも多くの方の目に触れて、“スクショ”するのが日常になるようになってほしいです。
- とてもかわいいイラストですね！
⇒ イラストの得意な職員が原案を作り、県の消費生活支援センターの相談員・職員の投票で決まりました。悪質な事業者の手口は次々と変わりますが、ぜひ老若男女問わず、利用していただきたいです。



食の情報、鵜呑みにして大丈夫？

～広告やメディアの情報に惑わされない力を養おう～

日時：2022年8月26日（金）10時～12時

会場：オンライン（Zoom）

講師：高橋 久仁子さん（群馬大学名誉教授 食品の広告問題研究会主宰）

定員：90名（要申込）

申込締切：8月21日（日）

申込み：①メール（nakusukai.05@saitama-k.com）

件名を「8/26 学習会申込」とし、お名前（フリガナ）、緊急時連絡先を記載のこと

②専用申込フォーム <https://forms.gle/ri3hJz6EFB3UVtZ37>

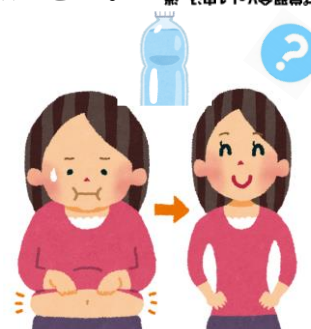
問合せ先：メール（申込先と同じ）または

電話 048-844-8972（平日 10～16時・土日祝休）

※留守番電話になっていることがあります。お手数ですがおかけ直してください。



健康や美容を意識させる食品の広告や、メディアからの情報など、私たちの身の回りには“食の情報”があふれています。でも、それさえ飲めば本当に健康になるの？ それを飲んでいれば、本当に太らない？ 消費者として正しく理解するために、必要な知識を学びます。



会員募集中！ 会員の皆様、会費の納入をよろしくお願ひします



✦ 早めの納入にご協力をお願いいたします。

年会費 団体正会員：1万円、個人正会員：3千円

団体賛助会員：3千円、個人賛助会員：千円

振込先 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No.5098908

特非）埼玉消費者被害をなくす会

✦ 寄付金での活動支援もお願いいたします（郵便振替でお願いいたします）

郵便振替口座番号 00140-4-357445

金額 0000（ご寄附いただく金額）

加入者名 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

通信欄 「寄附金」とご記入ください

ご依頼人 「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください



消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆ 埼玉県消費生活支援センター（彩の国くらしプラザ内） Tel 048-261-0999

◆ 全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや!）（お住まいの市町村相談窓口につながります）